

# 第6次ふじのくにユニバーサルデザイン推進計画概要

～すべての人が自由に活動でき、お互いを認め合い、思いやりあふれる「美しい“ふじのくに”」づくり～

## 1 策定趣旨

- ・2000年度を始期とする第1次行動計画を策定し、現在の第5次計画(2018年度～2021年度)に至るまで、約20年間、多方面にわたり取組を実施
- ・ハード・ソフト・ハードの3つの分野を柱としたこれまでの取組を継続するとともに、ユニバーサルデザインを取り巻く社会環境の変化に対応するため、2022年度を始期とする新たなユニバーサルデザイン施策の推進に関する計画を策定

## 2 目指す姿

高齢者、障害のある人、外国人など、様々な特性や考え方を持つすべての人が、誰にでも利用しやすい建物や設備、製品やサービスが整った環境に暮らしながら、お互いを理解し自由な行動を認め合う共生社会を目指す。

## 3 位置づけ

静岡県の新ビジョン(総合計画)の特定課題に対応する分野別計画

## 4 計画期間

2022年(令和4)年度～2025(令和7)年度

## 5 ユニバーサルデザインに関連する主な法制度

UDを理念とした法令の制定改定は一定程度進展

	総合	障害者	高齢者	女性・その他
2000年代	バリアフリー法(2006年) 公共交通機関や公共施設等のバリアフリー化の促進	障害者自立支援法(2006年) 障害者の日常・社会生活の総合的な支援	高齢者住まい法(2001年) 高齢者向けの住宅供給の促進	男女共同参画社会基本法(1999年) 性別に関わりなく能力を発揮できる社会実現
2010年代	バリアフリー・ユニバーサルデザイン推進要綱(2008年) ハード・ソフトに加え「心のバリアフリー」を推進	障害者差別解消法(2013年) 障害を理由とする差別の解消	高齢者虐待防止法(2013年) 虐待を受けた高齢者の保護や養護者の負担軽減	DV防止法(2001年) 家庭内暴力の防止や被害者保護
2020年代	ユニバーサル社会実現推進法(2018年) 障害者や高齢者等の自立した日常・社会生活の支援	障害者雇用促進法(2016年改正) 障害者の就労や雇用の支援	高齢者雇用安定法(2021年改正) 定年の引き上げ等の高齢者が活躍する環境整備	災害対策基本法改正(2013年) 避難の際に、支援が必要な人への支援体制整備
				女性活躍推進法(2019年改正) 女性の積極的な採用や昇進、職業と家庭生活の両立

## 6 これまでの20年の取組

全国で初めてUDの理念を県政に導入し、一定程度進展

県民のユニバーサルデザインを知っている人の割合(意味まで知っている人)	5.0% (1999年)	59.1% (2020年)
県内の乗降客数3,000人/日以上以上の鉄道駅のユニバーサルデザイン化の割合	43.6% (2003年)	92.5% (2020年)
県営住宅へのユニバーサルデザイン導入の割合	20.7% (2004年)	60.0% (2020年)
県内企業、団体等のユニバーサルデザインへの取組割合	34.3% (2003年)	50.8% (2020年)
外国語ボランティアバンク登録者数	876人 (2009年)	1,444人 (2020年)

## ユニバーサルデザイン (Universal Design)

年齢、性別、能力、言語、考え方など人々が持つ様々な違いを認め合い、はじめから、すべての人に配慮して、建築、施設、製品、環境、社会の仕組み等をデザインしていこうとする考え方

「誰一人取り残さない」  
すべての人のためのデザイン

## 7 社会環境の変化

- ・少子高齢化、障害のある人の増加、外国人等の増加  
65歳以上：67万人(2000年) → 110万人(2019年)  
身体障害者：106,255人(2000年) → 121,609人(2020年)  
在住外国人：68,207人(2000年) → 99,629人(2020年)
- ・デジタル化の進展  
→ 利用者の利便性向上、デジタルデバイドの顕在化  
スマートフォンの世帯保有率：9.7%(2010年) → 86.8%(2020年)
- ・SDGsの社会的関心の高まり  
民間企業における認知度：99.4%、取組を始めている企業：61.6%
- ・オリンピック・パラリンピックの開催  
伊豆半島、東部地域におけるオリパラ開催
- ・性の多様性に対する社会的な認知度の向上  
・コロナ感染拡大による生活様式の変化、社会の不寛容さの顕在化

## 8 策定の視点

### 心のUDの促進

- ・ハード・ソフト分野は、法制度によりUD化が一定程度進展
- ・一方で、誰もが思いやりをもった共生社会づくりを進めるハード分野が重要
- ・このため、ハード・ソフト分野の基礎となる思いやりの心とハード・ソフト分野を補完する支え合いの行動を促進

### SDGsの観点からの促進

- ・SDGsの理念、「誰一人取り残さない」は、ユニバーサルデザインの「すべての人のためのデザイン」と共通
- ・また、ユニバーサルデザインの取組はSDGs達成に貢献
- ・SDGsへの社会的な関心の高まりからユニバーサルデザインへの関心を喚起

### ラグビーワールドカップ及びオリンピック・パラリンピックのレガシー継承

- ・世界的イベント開催に向けて施設整備やおもてなし力向上など多方面でUDが進んだ環境をレガシーとして継承
- ・障害のある人が活躍する姿を多くの人が見て多様性尊重の機運が向上したことで心のUDを普及拡大

## 9 推進施策体系

### <ハード>誰もが思いやりをもった共生社会づくり

- (1)一人ひとりが実践できる人づくり
  - ① 理念の普及
  - ② 心のUDの促進
- (2)すべての人が社会参加できる土壌づくり
  - ① 社会参加を促す仕組みの整備
  - ② 社会における理解の促進

### <ソフト>誰もが利用しやすいサービス・情報や製品の提供

- (1)暮らしを豊かにするサービス・情報の提供
  - ① 生活の質を高めるサービス・情報の提供
  - ② 快適に観光を楽しめるサービス・情報の提供
- (2)利用しやすい行政サービス・情報の提供
  - ① 利用者の立場に立った行政対応
  - ② すべての人に配慮した災害時の対応
- (3)使いやすく魅力あるものづくり
  - ① 製品開発の促進
  - ② 製品の利用促進

### <ハード>誰もが暮らしやすいまちづくり

- (1)利用しやすく配慮された施設等の整備
  - ① 快適に利用できる建物・公園等の整備
  - ② 暮らしやすい住宅の整備
- (2)円滑に移動できる道路や公共交通機関の整備
  - ① 安全で快適に移動できる道路等の整備
  - ② 移動しやすい公共交通機関の整備